

## 経済構造実態調査規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見と総務省及び経済産業省の考え方

No	意見提出者	提出された意見	総務省・経済産業省の考え方	命令等への反映の有無
1	(個人)	<p>受付締切日時の「2022年2月16日0時0分」は「2022年2月17日0時0分」の誤記ではないのか？意見公募要領では、意見提出期間は16日までとされているから。</p>	<p>御指摘のとおり、令和4年1月18日に受付締切日時を「2022年2月17日0時0分」に修正いたしました。</p>	無
2	(個人)	<p>調査の対象見直しについて (意見)          第六条（調査の対象）の「五 大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九 - その他の生活関連サービス業（小分類七九二 - 家事サービス業に限る。）」も本改正で削除すべきです。          (理由・説明)          (1) 「経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにする調査」という趣旨を改正案で示しており、除外措置は合理的理由がありやむをえないものに限定すべきです。          (2) 政府の第III期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（統計基本計画）（2020改訂）において、「社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備」を方針として掲げています。          (3) 「家事サービス業」は育児支援、女性の社会参加促</p>	<p>第六条で産業横断調査の対象外としている小分類七九二 - 家事サービス業は、個人の家庭で家事労働に従事する者（いわゆる家政婦と呼ばれている方など）を想定しているものであり、経済構造実態調査は法人企業を対象にする調査であることから調査対象外としておりますが、「家事代行サービス業」や個人宅における「ハウスクリーニング業」などといった事業を行っている法人企業については、御指摘のとおり、調査の対象に含めております（産業分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九 - その他の生活関連サービス業 小分類七九E 他に分類されないその他の生活関連サービス業に該当します）。</p>	無

	<p>進、高齢化社会への対応の観点からも重要であり、そうした施策の基礎データとして政策的観点からも、本調査に含めて統計的な把握が必要です。</p> <p>(4) 経済産業省の委託事業「平成 28 年度戦略的国際標準化加速事業（国際標準化機関等対策活動）「サービスの国際標準化」」の一環として、一般財団法人日本規格協会が受託し、一般社団法人全国家事代行サービス協会、株式会社コスモプランと協同で、「家事代行サービス認証制度」が構築されています。大企業も含め参入が増えています。これらの会社は、「家政婦紹介所」のような（雇用関係のない）単なる紹介ではなく、家事代行を行う従業者と雇用関係にあり、その点でも、統計的把握が必要です。</p> <p>(5) 従来から調査対象である産業や、今回調査対象に加える大分類 A 農林業・B 漁業と同様に、「個人経営の事業所」等のみを除外すればよく、企業となっている事業所まで除外する理由はないと考えられます。</p> <p>(6) 改正案で他に残るのは、次の 2 項目であり、いずれも基本的に非営利組織です。改正案では営利組織である大分類 A～D を含めようとするものであり、「家事サービス業」も営利事業として含めないが一貫しません。</p> <p>「六 大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九三 - 政治・経済・文化団体、中分類九四 - 宗教及び中分類九六 - 外国公務</p> <p>七 大分類 S - 公務（他に分類されるものを除く）」</p>		
--	---	--	--

3	(個人)	方向性はいいですが、 ・過去のデータとの時系列比較・分析ができるか ・収集するデータを入力・分析する際に不正等によりデータ改ざんや切り取りをされないか については、きちんと管理してください。	時系列比較・分析に資するよう、過去の調査からの変更内容に加え、調査設計に関する情報等（調査対象の選定方法、調査手法、推計・集計方法等）、必要な情報の公表に今後とも取り組んでまいります。 また、収集したデータを入力・分析する際には、統計法（平成19年法律第53号）に定める規定に従い、適切な情報の管理をいたします。	無
---	------	--	---	---

○提出意見数：3件